

2007年7月10日
原科委員長案の構成をもとに第2部を満田が起案

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン（案）

第 部 基本的事項

1. 基本理念

2. ガイドラインの目的

本ガイドラインは日本貿易振興機構（以下ジェットロ）の業務において、ジェットロが対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。とりわけ貿易投資促進事業及び案件形成調査事業において、このことは重要であり、これらの事業については個別のガイドラインをまとめる。

3. 用語の定義

- ・ 貿易・投資促進事業
- ・ ジェットロ案件形成調査
- ・ フィージビリティ調査
- ・ 提案事業
- ・ 提案者
- ・ ステークホルダー
- ・ アクションプラン
- ・ ヒアリング 等

第 部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

1) 企業の CSR の促進を通じた長期的な競争力の確保

- ・ 貿易・投資分野における国際的な企業活動を長期的に行っていくためには、事業の経済・環境・社会の3つの側面のバランスを重視する CSR の考え方が重要である。ジェットロは、企業が地域社会全体の持続可能性の視点に立った上で CSR を推進することは、企業自身にとっても、リスク回避、競争力と市場地位の向上や従業員意欲向上など様々な面においてメリットをもたらすことを認識する。
- ・ このような認識のもとに、ジェットロは、企業による CSR の推進を支援することにより、日系企業の長期的な競争力の確保を図っていくことを目指す。

2) 国際協力

- ・ アジア等諸外国における産業全体の環境社会配慮や CSR の対応能力向上は、当該国の持続可能な発展に貢献し、また当該国で事業活動を行う日系企業・現地企業の双方にとって互惠関係を構築することにつながる。特に、開発途上国の現地企業の環境社会能力の向上は、グローバルな視点に立ったサプライ・チェーン管理を容易にし、現地サプライヤーの選択の幅を広げるため、日系企業にとっての利益にも通じる。
- ・ このような認識にたち、ジェットロは、企業とのコミュニケーションを通じて、各企業

の CSR の取組推進への貢献を行うとともに、可能な範囲でキャパシティ・ディベロップメント支援を行う。

3) 法令遵守

- ・ ジェトロは、法令遵守は CSR の最低限の基準であること、また明文化された法令のみならず現地の慣習的権利などに対する配慮も必要であることを認識する。このような認識にたち各企業がその事業活動の中で各国の関連法令を遵守できるよう、情報提供等を通じた支援を行う。

4) 国際基準・規範の遵守

- ・ ジェトロは、企業とのコミュニケーションを通じて、各企業がその事業活動の種類に応じて、国際条約を遵守し、国際・国内の基準/規範を遵守、尊重、参照するように働きかける。尊重・参照を行う基準・規範には、例えば、国連グローバル・コンパクト、OECD 多国籍企業ガイドライン、日本経団連「地球環境憲章及び企業行動憲章」、ILO の諸原則及び「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」、IFC パフォーマンス基準などが含まれる。

5) グッドプラクティスの推進

- ・ CSR は、法令遵守はもとより、製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策・生態系保全を含めた環境保護、労働環境改善、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献など多岐の活動にわたる。
- ・ ジェトロは、企業とのコミュニケーションを通じて、各企業がその事業活動の種類に応じて、可能な範囲でこれらの分野におけるグッドプラクティスを推進するように働きかける。

6) 情報公開とコミュニケーション

- ・ CSR の信頼性を支える取組の中で最も重要なものは、情報開示と説明責任、ステークホルダーによる評価とステークホルダーとの対話である。
- ・ ジェトロはこのような認識にたち、自らの業務に関する情報公開を進めると同時に、情報提供や相談業務などを通じ、各企業がその事業活動に関する情報公開とステークホルダーとのコミュニケーションを推進するように働きかける。

2. 貿易・投資促進事業における環境社会リスク回避とグッドプラクティスの推進

1) 環境社会リスクの回避

- ・ ジェトロは、自らの業務に関連して、下記のような事項が生じることを回避するとともに、企業に対するコミュニケーションを通じて、企業がこれらの事項を回避することを働きかけ、また支援する。(以下はジェトロペーパーをそのまま抜粋)

有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入

有害廃棄物の輸出入

製品使用後の有害廃棄物発生

事業所、工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出

危険・有害物質の使用

強制労働、児童労働の禁止、労働組合、団体交渉権、最低賃金など地元法律・国際基準によって認められた労働者の権利不履行

雇用における差別
危険、非衛生的な職場での雇用
事業所、工場建設に当たっての環境社会影響評価の未実施
用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生
地域住民との自然資源利用の競合
災害や事故、緊急時の対応の不備
森林違法伐採、動植物の生育環境破壊、貴重動植物の商業利用、偶発的な外来種の移入
汚職・腐敗・賄賂、不透明な金品の授受など
バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論があるような技術、製品の流入
市民に対する環境情報の非開示、意思決定過程への不参加等

2) グッドプラクティスの推進

- ・ ジェトロは、企業とのコミュニケーションを通じ、可能な範囲で、環境社会配慮に関するグッドプラクティスへの支援を行う。グッドプラクティスには例えば下記が含まれる。
 - 環境管理体制の構築：排出源対策、クリーナー・プロダクション、資源リサイクルシステムの構築、ゼロエミッション、エネルギー利用削減、環境モニタリングシステムなどを含む
 - 投資・貿易に当たっての環境影響に関する評価とそのフォローアップ
 - 環境負荷の低減に配慮した、または資する製品の促進、適正な環境技術の移転、環境配慮型ビジネスの促進
 - 雇用推進などを通じた社会的弱者への配慮
 - サプライ・チェーンを通じた環境社会配慮、CSR 調達の推進
 - 地元産業の環境管理・社会配慮体制構築に向けた支援
 - 環境・安全・人権教育の推進
 - 「適正農業規範」(Good Agricultural Practice) の推進：農薬の適正利用など
 - 持続可能な生産について認証されている林業や水産業等からの原材料等の調達
 - 例：F S C 等森林認証、M S C 等の漁業認証、持続可能な養殖のための世銀・F A O 等のイニシアティブなど
 - フェアトレードの原則などに基づく生産者配慮（生産者の社会的・経済的発展、労働環境・労働条件、生産地の環境保全など）
 - 従業員、地元住民、サプライヤー、顧客などのステークホルダーとの対話の促進

第 部 案件形成調査事業における環境社会配慮

(以下削除)